

地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者が著しく減少している公共交通機関の利用回復を図るため、地域公共交通利用促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、地域公共交通利用促進事業とは、交通事業者が額面の50パーセントに相当する額（以下「プレミアム額」という。）を付加した山梨県プレミアム付路線バス回数券及び山梨県プレミアム付タクシー券（以下「回数券」という。）を販売する事業（以下「補助対象事業」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、山梨県内に事業所を有する路線バス事業者及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）とする。

(補助対象経費、補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、販売する回数券のプレミアム額とし、限度額は、事業者毎に別に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、地域公共交通利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ決定を行い、規則第7条の規定により、地域公共交通利用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき（ただし、補助金の額の増額を伴わない

もので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。)は、地域公共交通利用促進事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更承認申請があったときは、審査のうえ交付決定の変更を行い、規則第9条第5項の規定により、地域公共交通利用促進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により事業者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 事業者は、規則第8条の規定により補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により、事業者は、補助対象事業の完了又は廃止の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに地域公共交通利用促進事業費補助金完了実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 規則第13条の規定により、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、地域公共交通利用促進事業費補助金確定通知書(様式第6号)により事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、精算払いとする。

(補助金の交付の取消し)

第13条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、地域公共交通利用促進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 一 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 二 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 三 その他知事が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に補助金が交付されているときは、事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年から5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

(所在地)

(法人名)

(代表者氏名)

印

地域公共交通利用促進事業費補助金交付申請書

地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第5条に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 交付申請額

円 (2,500円 × ○○○セット)

様式第2号

交政第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

地域公共交通利用促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった地域公共交通利用促進事業費補助金については、地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1. 交付決定額 円 (2,500円 × 〇〇〇セット)
2. 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。
3. 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - イ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - ウ 事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県

に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4. 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

5. 事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した完了実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない

6. 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

(所在地)

(法人名)

(代表者氏名)

印

地域公共交通利用促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定がありました上記補助対象事業の内容を次のとおり変更したいので、地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第7条に基づき申請します。

1. 変更を必要とする理由

2. 補助金の額

変更交付決定額	円 (2, 500円 × ○○○セット)
既交付決定額	円 (2, 500円 × ○○○セット)
増 減 額	円 (2, 500円 × ○○○セット)

様式第4号

交政第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

地域公共交通利用促進事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け変更承認申請のあった上記補助対象事業の内容について次のとおり交付決定したので、地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第8条に基づき通知します。

1. 補助金の額

変更交付決定額	円 (2, 500円 × 〇〇〇セット)
既交付決定額	円 (2, 500円 × 〇〇〇セット)
増減額	円 (2, 500円 × 〇〇〇セット)

様式第5号

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

(所在地)

(法人名)

(代表者氏名)

印

地域公共交通利用促進事業費補助金事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の(変更)交付決定通知のありました上記補助対象事業の実績について、地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第10条に基づき報告します。

1. 交付決定額 円 (2,500円 × 〇〇〇セット)

2. 支払いの方法

(1) 受取人 住所
(口座名義) 氏名(ふりがな)

(2) 振込先金融機関及び支店名(ふりがな)

(3) 預金種別

(4) 口座番号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

3. 添付資料

- ・販売者名簿
- ・引き換え済みクーポン券
- ・回数券(事業者控え)

様式第6号

交政第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

地域公共交通利用促進事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった地域公共交通利用促進事業費補助金については、地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第11条に基づき、次のとおり確定したので、通知します。

1. 補助金の合計額 円 (2,500円 × 〇〇〇セット)

様式第7号

交政第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

地域公共交通利用促進事業費補助金取消通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定した上記補助金については、次の理由により交付決定を取り消したので、地域公共交通利用促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

1. 取消理由